

「障がい者舞台芸術フェスティバル」選考要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ゴールドコンサート予選大会開催規約第4項の規定に基づき、「障がい者舞台芸術フェスティバル」の選考に関して必要な事項を定めるものとする。

(選考委員の職務)

第2条 「障がい者舞台芸術フェスティバル」の選考委員は、選考委員会において審議を行い、応募者を選考する。

(選考の対象)

第3条 選考委員は、原則としてすべての応募者について審査しなければならない。

- 2 選考委員は、応募者のうち、過去2年以内に1か月以上個人的に指導をした者、師弟関係にある者、親族（四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族）又は選考委員本人の判断により選考を棄権したい者がいる場合は、その応募者の選考をすることはできない。その場合、選考委員は公益財団法人岐阜県教育文化財団事務局（以下、「事務局」という。）にその旨を届け出なければならない。

(通過人数)

第4条 「障がい者舞台芸術フェスティバル」における各フェスの通過者数は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「オンライン・フェス」 上位5者程度
 - (2) 「オンステージ・フェス」 上位1者
- 2 前項第1号の通過者数は、選考委員が必要と認める場合は変更することができる。

(選考基準)

第5条 選考は、「音楽性」、「表現力」、「完成度の高さ」、「独自性」、「将来への期待度」などを評価基準とし、障がいの種類や重度さは選考の際の基準とはしないものとする。ただし、「オンステージ・フェス」の各賞の選考については、この限りではない。

(「オンライン・フェス」の選考)

第6条 「オンライン・フェス」の選考については、選考委員が選考委員会に先立ち、選考基準により所定の選考審査表選考結果欄に「○」(通過)を記入し、事務局に提出する。

2 事務局は、応募者別に算出した「○」(通過)の獲得数を選考委員会において選考委員に提出し、獲得数を基礎にして選考委員の協議により通過者を最終的に決定する。

(「オンステージ・フェス」の選考)

第7条 「オンステージ・フェス」の選考については、選考委員の協議により上位1者を決定する。

2 「オンステージ・フェス」の選考においては、「オンライン・フェス」の選考結果は考慮しないものとする。

3 「オンステージ・フェス」の上位1者以外の通過者に対し、選考委員の協議により各賞を授与することができる。

(選考の公表)

第8条 選考の結果については、通過者及び受賞者のみを公表し、選考内容については公表しないものとする。

(その他)

第9条 選考に関して、この要領に基づく処理が困難な問題が生じたときは、事務局が選考委員とその都度協議の上、決定する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。